

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(4)高齢者や障害者等が可能な限り住み慣れた地域社会において、安全かつ円滑に行動でき、社会参加することができる基盤づくり</p> <p>住宅の改造や設備の開発・普及、交通機関、ターミナル施設、官公庁施設における配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中央心身障害者対策協議会意見答申「「国連・障害者の十年」以降の障害者対策の在り方について」(5.1.21)生活環境の障害者の利用に配慮した改善の必要性を指摘。</li> <li>○ 「障害者対策に関する新長期計画」の策定(5.3.26閣議報告)生活環境の障害者の利用に配慮した改善を図る。</li> <li>○ 「治山治水緊急措置法」の改正(4.4.24 施行) (第4章第4節3.(2)参照) 「第八次治水事業五箇年計画」の策定(4.9.1閣議決定)(4年度-8年度) (第4章第4節3.(2)参照)</li> <li>○ 道路審議会建議(4.6.22) (第6章第3節2.(2)参照)</li> <li>○ 「第11次道路整備5箇年計画」の策定(5年度-9年度) (第6章第3節2.(2)参照)</li> <li>○ 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」制定(5.10.1 施行) (第4章第4節1.(5)参照)</li> <li>○ 福祉用具の研究開発の抜本的促進 (第4章第4節1.(5)参照)</li> <li>◎ 福祉用具の研究開発及び普及の促進(第4章第4節1.(5)参照)</li> <li>○ 「道路構造令」の改正(5.11.25 公布・施行) 高齢者や障害者の安全な通行を確保するため、歩道の幅員の基準を1.5 m以上から2 m以上、自転車歩行者道の幅員の基準を2 m以上から3 m以上に拡大した。</li> <li>○ 「交通機関・施設の「やさしさ」総点検調査委員会」の設置 「交通機関・施設の「やさしさ」総点検調査委員会」を設置し、利用者の立場から見た既存の交通機関・施設の「やさしさ」の程度を客観的に評価する手法を検討 平成4年度予算 8百万円</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>◎ 人に優しい建築物整備促進事業の実施(4年度一)  民間のデパート、ショッピングセンター、映画館、劇場、ホテル等の不特定多数の人々が利用する建築物について、総合的な高齢者、障害者等の対策を講じる場合、日本開発銀行等より建築費に対し低利融資  日本開発銀行の融資額については  平成4年度予算 福祉・食品関連枠の内数  平成5年度予算 福祉・食品関連枠の内数  平成6年度予算</p> <p>◎ 鉄道駅等の高齢者・障害者に配慮したエレベーター等の整備に対する低利融資(5年度新総合経済対策における5年度及び6年度の特例措置)  鉄道駅・空港旅客ターミナルビルにおけるエレベーター・エスカレーター等高齢化対応施設の整備に対し開銀等からの低利融資。</p> <p>◎ 「高齢者、身体障害者等のためのモデル交通計画」の策定調査(5年度一)  高齢者・身体障害者等のための施設等整備の今後の具体的モデルケースとするため、5年度から3年間かけて横浜市と金沢市をモデル地区として、「高齢者、身体障害者等のためのモデル交通計画」を策定中。  平成5年度予算 23百万円  平成6年度予算 23百万円</p> <p>○ 運輸関係施設の「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」の策定(4年度一5年度)  4年度から施設整備ガイドライン(昭和58年)の見直し作業を進め、6年3月に最近の新しい運輸関係施設の整備ニーズや様々な技術開発の成果等を反映した「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン」を策定した。  平成5年度予算 5百万円</p> <p>● 高齢者・障害者対応の建築物に係る税制上の特例措置の創設(6年度一)  民間のデパート、ショッピングセンター、映画館、劇場、ホテル等の不特定多数の人々が利用する建築物で、高齢者、障害者等の利用に総合的に配慮したものとして都道府県知事により認定された建築物について、所得税、法人税の割増償却、事業所税の軽減措置を適用。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業            障害者や高齢者などの社会参加の基盤となる生活環境の整備を進めるため、地域社会全体としての合意づくりを推進し、まちづくりに関する総合計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を推進。            平成6年度予算 1,200 百万円(補助対象30箇所)</li> <li>● 人にやさしいまちづくり事業(6年度一)            従来あった道路空間等と一体となった移動空間の整備に加え、高齢者、障害者の利用に配慮したものとして都道府県知事により認定された建築物(認定建築物)の整備を対象とするとともに、対象地域を拡大した。            平成6年度予算 1,230 百万円</li> <li>○ 建築審議会「高齢社会の到来及び障害者の社会参加の増進に配慮した優良な建築物の在り方に関する答申」(6.1.26)</li> <li>● 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(6.3.18 国会提出)            不特定多数の者が利用する公共的性格を有する建築物を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう措置するため、建築主への指導、誘導等の総合的措置を講じ、速やかに良質な建築ストックの形成を図ることを予定。</li> <li>● 交通施設利用円滑化対策費補助金の創設(6年度)</li> <li>○ 住宅金融公庫融資における高齢者・障害者対応住宅割増しの拡充(4年度一)            高齢者用トイレ・バスユニット等設置工事に係る割増貸付額の引上げ(4年度、50万円/戸→100万円/戸)、高齢者同居の割増貸付額の引上げ(5年度、150万円/戸→300万円/戸)、高齢者対応構造工事に対する割増貸付額の引上げ(6年度、50万円/戸→100万円/戸)など。            平成4年度予算(公庫) 75,790 億円の内数            平成5年度予算(公庫) 78,235 億円の内数            平成6年度予算(公庫) 91,632 億円の内数</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
3. 障害者の社会参加の促進	(2)障害者の一般雇用を促進するための諸施策	<p>○ 「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約（第 159号）」の批准  1983年国際労働機関（ILO）第69回総会で採択された、障害者のための職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の原則並びにその実施について定めた条約。4年4月24日国会で承認、4年6月12日ILO事務局へ批准を登録。</p> <p>○ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正  ・総合的な障害者雇用対策の推進のため、障害者雇用対策基本方針の策定を規定。  ・企業における障害者雇用推進者の選任努力義務の規定。  ・精神障害回復者等を雇用する事業主に対する助成金の支給。（以上4.7.1 施行）  ・重度障害者の短時間雇用に対する雇用率制度及び納付金制度の適用。  ・重度精神薄弱者の雇用率制度及び納付金制度の適用におけるダブルカウント。（以上5.4.1 施行）</p> <p>● 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正  就職が特に困難な障害者の雇用を促進するため、①きめ細かな職業リハビリテーションの実施体制の整備、②通勤手段、住宅・福祉施設等の職業生活環境の整備を行うこと等を内容とする障害者雇用促進法の改正を行った。</p> <p>○ 「障害者雇用対策基本方針」の策定(5.4.1告示、5.4.1 適用)  「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、国が講ずるべき事項、事業主が行うべき雇用管理の指針等を定めた「障害者雇用対策基本方針」を労働大臣が策定。</p> <p>◎ 身体障害者授産施設と精神薄弱者授産施設の相互利用の促進(5年度-)  施設の有効活用を図るため、授産施設において身体障害者と精神薄弱者の相互利用を推進。  身体障害者保護費  平成5年度予算 694億円の内数  平成6年度予算 750億円の内数</p>

事項	計画の概要	推進状況
<p>4. 外国人にも住みやすい環境の整備</p>	<p>(1)教育、社会保障等生活の各側面に係わる各種の制度・施策についての運用面での改善</p>	<p>◎ 小規模身体障害者デイサービスセンター整備費補助の創設(5年度—)          社会福祉施設等施設整備費補助金          平成5年度予算 981億円の内数          平成6年度予算 1,090億円の内数</p> <p>◎ 精神障害者福祉工場の整備(5年度—)          精神障害者に対して、より一般の就労形態に近い環境において訓練を行い職業を与え、かつ、最低賃金を保証する精神障害者福祉工場の施設・設備を整備。          保健衛生施設等施設整備費補助金          平成5年度予算 140億円の内数          平成6年度予算 140億円の内数          保健衛生施設等設備整備非補助金          平成5年度予算 309百万円の内数          平成6年度予算 649百万円の内数</p> <p>● 入所型授産施設の通所型授産施設への誘導対策(6年度—)          既存の入所型授産施設について通所化を促進。          身体障害者保護費補助金          平成6年度予算 766億円の内数</p> <p>○ 生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」(4.7.29)          (第4章第2節1.(1)参照)</p> <p>○ 大学審議会組織運営部会報告「組織運営部会における審議の概要(その1)教員の人事の活性化について—教員採用を中心に—」(5.5.20)          (第10章第2節(3)参照)</p>

事項	計画の概要	推進状況
<p>第4節 安全で安心できる生活の確保</p>	<p>長寿福祉社会の構築</p>	<p>○ 「社会保障制度審議会社会保障将来像委員会第一次報告—社会保障の理念等の見直しについて—」の公表(5.2.14) 我が国の経済、社会関係、国民意識等の変化に加え、21世紀の高齢社会に対応するため社会保障制度の総合的な見直しの必要性が高まっていることに鑑み、①社会保障の理念等の見直しの必要性、②社会保障の基本理念、③社会保障をめぐる公私の役割分担についてとりまとめた報告を公表。</p> <p>○ 「経済審議会長寿・高齢社会検討委員会」報告(5.10.1) 本格的な高齢社会に向けて、高齢者共生型社会を構築するため、①高齢者の住まいと生活環境、②高齢者の生きがいと社会参加について検討。生活者としてすべての高齢者を対象とした住居を含む各種の施策を展開することが必要であり、各人の多様性に応じた幅広い社会参加のための選択肢が用意される必要があるとしている。</p> <p>○ 「高齢社会福祉ビジョン懇談会」報告(6.3.28) 国民誰もが安心できる活力ある福祉社会の建設を目指し、下記を内容とする「21世紀福祉ビジョン—少子・高齢社会に向けて—」を公表。</p> <p>①社会保障の現状</p> <p>②基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済全体のシステムを少子・高齢社会にふさわしいものにつくり替えていくことにより、21世紀に向けて国民誰もが安心できる明るい福祉社会を築く。</li> <li>・公と民の適切な組合せによる適正給付・適正負担という我が国独自の福祉社会の実現を目指す。</li> </ul> <p>③社会保障の基本的在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民生活の安定基盤たる社会保障の構築</li> <li>・年金、医療、福祉等のバランスのとれた給付構造の実現</li> <li>・自助、共助、公助の重層的な地域福祉システムの構築</li> </ul> <p>④主要施策の今後の進め方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かで楽しい老後の暮らし</li> <li>・一人一人の健康を守る保健医療サービスの充実</li> <li>・いつでもどこでも受けられる介護サービス</li> <li>・子どもが健全に育っていく環境づくり、安心して子どもを生み育てられる社会的支援体制の整備。</li> </ul> <p>⑤雇用政策、住宅政策、教育政策等関連施策の充実・連携強化</p>



事項	計画の概要	推進状況
	(3)保健医療・福祉マンパワー確保の推進	<p>◎ 農業協同組合による老人福祉事業の実施(4年度一)          農業協同組合の事業に老人福祉事業を追加し、組合員以外の者の利用分量を組合員と同量まで認めるとともに、農業協同組合が設置する老人福祉施設について、平成5年度より農林漁業金融公庫の貸付対象に追加。          平成5年度融資枠 80億円          平成6年度融資枠 80億円</p> <p>○ 「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」の制定(4.11.1施行)          病院等に勤務する看護婦等の人材確保の促進を図るため、看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針の策定、都道府県ナースセンター及び中央ナースセンターの設置、看護婦等確保推進者に関する規定の新設等を内容とする標記法律を施行。</p> <p>◎ 看護職員確保対策の充実強化(4年度一)          「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県ナースセンター等の設置を行うほか、離職防止・処遇改善の強化、看護業務の見直し改善推進事業等の看護職員確保対策の総合的な推進を実施。          平成4年度予算 98億円          平成5年度予算 118億円          平成6年度予算 141億円</p> <p>○ 「社会福祉事業法」及び「社会福祉施設職員退職手当共済法」の一部改正(4.7.1,4.12.1,5.4.1施行)          社会福祉事業従事者の人材確保の推進を図るため、社会福祉事業従事者の確保、国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、退職手当共済制度の適用対象の拡大(ホームヘルプ事業及びグループホーム事業従事者の追加)等を内容とする標記法律を施行。</p>

事項	計画の概要	推進状況
		<p>◎ 福祉人材センター事業等の推進(4年度一)  「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」に基づき、下記の事業を推進。  ・中央福祉人材センターの設置  平成5年度予算 38百万円  ・都道府県福祉人材センターの充実及び全都道府県設置  平成4年度予算 717百万円  平成5年度予算 1,253百万円  ・福利厚生センターの創設  平成6年度予算 265百万円</p> <p>○ 「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定(5.4.14)  「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」に基づき、処遇の改善、資質の向上、社会的評価の確立等を内容とした基本的な指針を告示。</p> <p>○ 「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」の制定(4.7.1施行)  介護労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることを内容とする標記法律を施行。</p> <p>◎ 公立看護系大学・短期大学整備事業(4年度一)  看護婦等その供給の不足が著しい保健医療・福祉分野のマンパワー養成のため、地方公共団体が設置する学校教育法第1条に規定する大学又は短期大学の施設整備に対し、交付税措置等を実施。  平成4年度事業費 447億円  平成5年度事業費 614億円  平成6年度計画額 6,150億円の内数</p> <p>◎ 地域福祉推進特別対策事業(5年度一)  保健福祉マンパワー養成のための施設整備として、看護婦等養成所(学校教育法第1条で定めるものを除く。)の施設整備を行う地方公共団体に対し、交付税措置等を実施。  平成5年度事業費 124億円  平成6年度計画額 6,150億円の内数</p>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>(5)シルバーサービスの振興・高齢者等の自立した生活を助ける機器の開発等</p>	<p>◎ ホームヘルパーの勤務条件等の改善(4年度一)  常勤ヘルパーについて、手当額を大幅に改善し、勤務の実態を反映したものとするとともに、非常勤ヘルパーについても手当額を改善。  平成4年度予算 288億円  平成5年度予算 336億円  平成6年度予算 388億円</p> <p>○ 福祉重点公共職業安定所の指定(4年度一)  福祉マンパワー確保の拠点となる公共職業安定所を平成4年10月から「福祉重点公共職業安定所」として各都道府県に一か所指定予定。</p> <p>○ 「介護専用型有料老人ホーム設置運営指導指針」の策定(4.6.30)  介護専用型有料老人ホームが、一般の有料老人ホームと比較して、より一層充実した介護体制、適正な施設運営、社会の信頼性の確保が求められる点に着目した設置運営指導指針を制定。</p> <p>◎ 福祉用具の研究開発及び普及の促進  福祉用具の研究開発及び普及の促進を図るため、研究開発事業、展示・相談事業、用具の給付事業等を実施。  平成5年度予算 17,066百万円  平成6年度予算 22,244百万円  この他、長寿社会福祉基金からの助成を実施  平成5年度予算 760百万円  平成6年度予算 659百万円</p> <p>○ 「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」の制定(5.10.1施行)  利用者の心身の状況にふさわしい福祉用具の研究開発及び利用者が必要とする福祉用具を入手できるシステムの整備の促進を図るため、福祉用具の研究開発及び普及を促進するための措置に関する基本的な方針の策定、指定法人及び新エネルギー・産業技術総合開発機構における福祉用具の研究開発及び普及に係る業務の実施等を内容とする標記法律を厚生省及び通産省共同で制定。</p>



事項	計画の概要	推進状況
	<p>(7)年金財政の長期的安定等</p> <p>(8)公的年金制度の一元化</p> <p>(9)企業年金の育成普及等</p>	<p>○ 「社会保障制度審議会年金数理部会第三次報告書—公的年金制度の長期的安定をめざして—」の公表(4.9.17) 公的年金の次回財政再計算に向けて年金数理の観点から、①一元化の財政のあり方、②支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方、③年金財政の情報公開、④企業年金のあり方等についての報告を公表。</p> <p>○ 年金審議会が「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」の取りまとめ(5.10.12) 平成6年の財政再計算に際する改正について、①基本的考え方、②雇用と年金、給付と負担、適用・その他の給付、企業年金等、積立金・福祉施設、その他の観点からの整理、③一元化への対応を内容とする意見書を取りまとめた。</p> <p>○ 「社会保障制度審議会年金数理部会第四次報告書—財政再計算と情報の公開について—」の公表(5.12.20) 第三次報告を受け、各制度を通じた長期的な費用負担の在り方や年金財政の情報公開の在り方などについて、年金数理の観点からさらに検討を深め、①財政再計算における前提及び財政計画の策定の在り方、②年金財政の情報公開の在り方についての報告を公表。</p> <p>○ 「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」の改正(5.4.1施行) 平成2年度から4年度までの間の措置とされていた、日本鉄道共済に対する交付金の上限を定める特例減額措置を一元化完了までの当分の間継続することとした。</p> <p>○ 厚生年金基金の育成普及 (1)加算給付のグループ区分を設けるための要件を緩和することにより、給付設計の弾力化を図った(4.8.1) (2)代行型基金において、一部の事業所について加算部分を設けることを認めることにより給付設計の弾力化を図る(5.10.19) (3)商店街をまとまりとする地域型基金について、より実態に応じた設立が可能となるよう、母体要件等の基準を緩和する(5.10.28) (4)現在一律に定められている免除保険料率を、各基金の代行に要する費用に見合うものとなるよう設定方法を改善する(国民年金法等の一部を改正する法律案を第129回国会へ提出)。</p>

事項	計画の概要	推進状況
2. 健康な生活と医療の確保	<p>(1)成人病予防や寝たきり防止のための諸施策の推進</p> <p>生涯を通じた健康づくりの推進</p> <p>(2)患者の病状に応じた医療施設機能の体系化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生年金基金の自主運用が可能な資産の規制緩和について、第 129 回国会へ改正法案を提出（平成 5 年度緊急経済対策）</li> <li>○ 財形年金貯蓄の非課税限度額の引上げ（6.1.1 実施）（第 9 章第 2 節 1. (3)参照）</li> <li>○ 成人病予防の推進(4年度-) 保健事業第 3 次計画に沿って、平成 4 年度より健康診査の項目に「大腸がん検診」を追加するとともに、「総合健康診査方式」を導入。</li> <li>◎ 簡易保険の福祉施設の改善等(5年度-) <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)かんば健康増進支援事業(5年度-) 成人病等予防セミナー、在宅介護教室、スポーツ大会等のプロジェクトを支援。 平成 5 年度予算 15 億円 平成 6 年度予算 18 億円</li> <li>(2)「施設整備緊急 5 か年計画」(5年度-9年度)の推進 平成 5 年度予算 430 億円 平成 6 年度予算 170 億円</li> <li>(3)「簡易生命保険法」の一部改正(6.1.1 施行)により、育英年金付学資保険を新設。</li> <li>(4)終身年金保険の改善（簡易生命保険法の一部を改正する法律案）(6年度-)</li> </ul> </li> <li>○ 「医療法」の一部改正(5.4.1 施行) 患者の病状に応じ、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、①病院等の待ち時間の短縮等のため、大病院への患者の集中を是正し適切な患者の流れを形成する目的で紹介制を取り入れた特定機能病院制度の創設等医療施設機能の体系化、②国民の医療機関選択の利便性を図るための医療に関する適切な情報提供等。</li> </ul>

事項	計画の概要	推進状況
	<p>救急医療、へき地医療対策の推進</p>	<p>◎ 救急医療、へき地医療対策の推進(4年度ー)</p> <p>高度救命救急センター及び救急救命士養成所の施設整備、救急救命士実地習練の実施。(4年度)</p> <p>救命救急センターに設置するヘリポートの施設整備、心電図受信装置の設備整備、保健婦等救急蘇生法指導者講習会の実施、へき地中核病院等への静止画像伝送システムの整備及びへき地診療所における週休二日制導入促進のための代診医派遣の実施。(5年度)</p> <p>救急救命士養成所専任教員講習会の実施(6年度)</p> <p>平成4年度予算 102億円の内数  平成5年度予算 125億円の内数  平成6年度予算 208億円の内数</p> <p>◎ へき地医療の推進(5年度ー)</p> <p>へき地等を中心とした地域医療の充実を図るため、都道府県が策定する計画に基づいて実施される事業に対し、厚生省と自治省が協調して、更に積極的な支援措置を講ずる。</p> <p>○ 地域保健対策の強化(6.3.22 閣議決定)</p> <p>急激な人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応した地域保健対策を総合的に推進し、その強化を図るために、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、基本方針の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備、地域保健対策に係る人材確保支援計画の策定、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他所要の措置を講ずることを内容とする改正法案を第129回国会へ提出・成立(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律)</p> <p>● 医療用具に関する制度の見直し(6.4.15 閣議決定)</p> <p>多種多様な医療器具について、人体に与える影響度合を考慮し、それぞれの特質に応じた有効性・安全性対策を講ずるとともに、医療用具の適正使用、承認審査事務の迅速化を進めることを内容とする改正法案を第129回国会へ提出・成立(薬事法の一部を改正する法律)</p>